

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	地域生活支援拠点コーディネーター設置業務
委託業務場所	大津市内
概要	<p>大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領に規定する大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業を行う。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談機能（緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を担う機能）</li><li>2. 緊急時の対応機能（拠点居室確保事業実施確認書の作成、拠点支援員派遣事業実施確認書の作成）</li><li>3. 障害者等の居住支援にかかる業務</li><li>4. 障害者の地域移行にかかる業務</li><li>5. 大津市障害者自立支援協議会における本事業の実績についての報告</li></ol>
契約期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで
契約年月日	令和7年 4月 1日
契約金額	配置実人数1名あたり1か月あたり577,500円 詳細別紙のとおり
契約の相手方	市内4事業者 詳細別紙のとおり
契約相手方の選定理由	<p>本市では、地域生活支援拠点等については面的な整備を行ってきたが、今般、大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領を制定し、コーディネーターを相談支援機能強化事業所に設置し、拠点の相談機能を担うこととしたものである。委託業者は、障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者であり、本市の障害者福祉施策に精通する主任相談支援専門員を配置できる相談支援機能強化事業所として事業を継続実施してきた実績があり、そのような事業者は他にはないことから、当該事業の随意契約の相手方として選定する。</p>

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	---

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(別紙)

	契約の相手方名称	契約の相手方所在地	契約金額 (月額)
1	社会福祉法人びわこ学園 (やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	滋賀県野洲市北桜 9 7 8 番地 地の 2	6, 9 3 0, 0 0 0 円
2	医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	大津市桜野町一丁目 1 0 番 5 号	3, 4 6 5, 0 0 0 円
3	社会福祉法人しが夢翔会 障がい児者相談センターみゆう	大津市石山千町 2 7 0 番地 の 3	1, 7 3 2, 5 0 0 円
4	特定非営利活動法人りあん 地域生活サポートセンターじゅぷ	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	1, 7 3 2, 5 0 0 円

(様式第2号)

## 大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領

(目的)

第1条この要領は、大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、地域生活支援拠点コーディネーターを設置する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条この要領の用語の定義は、要綱の定義に基づくものとする。

(実施主体)

第3条地域生活支援拠点コーディネーター設置事業(以下、「本事業」という。)の実施主体は、大津市とする。

(事業の委託)

第4条市長は、大津市障害者相談支援事業実施要領第4条に規定する相談支援機能強化事業者のうち、これを適切に実施することができることと認める事業所を運営する事業者に対し委託できるものとし、委託を受けた事業者を「地域生活支援拠点コーディネーター設置事業者」という。

2事業の委託単価は、設置実人数1名あたり月額525,000円とする。

(事業の対象者)

第5条本事業の対象者(以下「支援対象者」という。)は、本市内に在住する障害者及び障害児(以下、「障害者等」という。)とする。

(事業の内容)

第6条本事業の内容は、次の各号に規定する相談支援機能を担う地域生活支援拠点コーディネーター(以下、「地域生活支援拠点コーディネーター」という。)を設置し、要綱第1条の目的に資するものとする。

(1) 要綱第2条第1項第1号に該当する業務

(2) 大津市地域生活支援拠点居室確保事業実施要領第13条に規定する大津市地域生活支援拠点居室確保事業実施確認書(様式第11号)の作成に関すること

(3) 大津市地域生活支援拠点支援員派遣事業実施要領第13条に規定する大津市地域生活支援拠点支援員派遣事業実施確認書(様式第11号)の作成業務

(4) 障害者等の居住支援にかかる以下の業務

(ア) 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居者支援

(イ) 地域関係機関との連絡・調整等居住支援

(ウ) 緊急時に対応する支援者への支援

(エ) 住民や不動産業者への啓発活動

(オ) 入居支援、居住支援に係る地域課題の調査研究

(カ) その他特に必要と認められる入居支援・居住継続に係る支援等

(5) 障害者の地域移行にかかる以下の業務(ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第5条第20項に規定する地域移行支援の個別給付にかかるものを除く)

(ア) 精神科病院等医療機関又は入所施設等と連携しての退院・退所相談及びアセスメント

(イ) 地域関係機関との連絡・調整等退院又は退所への支援

(ウ) 緊急時に対応する支援者への支援

(エ) 地域住民等への啓発や相談

(オ) その他特に必要と認められる地域移行支援促進に係る支援等

(6) 大津市障害者自立支援協議会における本事業の実績についての報告等

(様式第2号)

(7) その他市長が必要と認める支援

(地域生活支援拠点コーディネーターの資格要件)

第7条地域生活支援拠点コーディネーターは専任とし、その資格要件については、次の各号のいずれかに該当する者であって、前条に規定する事業を適切に実施できる者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談支援専門員

(2) 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)第1号に掲げる要件を満たす者

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士

(4) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第2条に規定する精神保健福祉士

(地域生活支援拠点コーディネーター設置報告)

第8条地域生活支援拠点コーディネーター設置事業者は、地域生活支援拠点コーディネーターとして配置した従業員の氏名を大津市地域生活支援拠点コーディネーター配置報告書(様式第1号)に速やかに市長に報告するものとする。

2前項の報告書には、地域生活支援拠点コーディネーターが前条の各号のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付するものとする。

3地域生活支援拠点コーディネーターに異動があったときについても、第1項及び第2項のとおりとする。

(実績報告)

第9条地域生活支援拠点コーディネーター設置事業者は、次の各号に掲げる期間ごとに、当該各号に定める期日までに大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(1) 4月1日から6月30日まで7月10日

(2) 7月1日から9月30日まで10月10日

(3) 10月1日から12月31日まで1月10日

(4) 1月1日から3月31日まで3月31日

(その他)

第10条この要領に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は市長が定める。